

令和4年12月7日

土木部交通対策課

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の改正概要について

1 改正理由

江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場において自動二輪車（総排気量が125cc以下のものに限る）の駐車受入れを開始するため。また、様式から押印欄を削除することにより、申請者の手続きの負担を軽減するため。

2 改正概要

- (1) 別表中、江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場において利用できる自動二輪車の種別を変更する。
- (2) 別記第7号様式（第31条関係）及び別記第8号様式（第32条関係）から押印欄を削除する。
- (3) その他所要の規定を整備する。

3 施行期日（予定）

公布日。ただし、上記2(1)及び(3)に係る改正規定は、令和5年4月1日。

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案																								
<p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第19条 条例第28条の2の規定により利用料金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期利用の利用期間の途中で駐車場の利用を中止した場合</p> <p>ア 残存期間が1箇月以上2箇月未満 1箇月分</p> <p>イ 残存期間が2箇月以上3箇月未満 2箇月分</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第19条 条例第28条の2の規定により利用料金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期利用の利用期間の途中で駐車場の利用を中止した場合</p> <p>ア 残存期間が1か月以上2か月未満 1か月分</p> <p>イ 残存期間が2か月以上3か月未満 2か月分</p> <p>2 (略)</p>																								
<p>第20条～第36条 (略)</p>	<p>第20条～第36条 (略)</p>																								
<p>別表(第12条関係)</p>	<p>別表(第12条関係)</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 1301 427 1487">名称</th> <th data-bbox="427 1301 564 1487">開場時間</th> <th data-bbox="564 1301 786 1487">利用できる自転車及び自動二輪車の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="177 1487 786 1547">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 1547 427 1928">江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場</td> <td data-bbox="427 1547 564 1928">午前零時から午後12時まで</td> <td data-bbox="564 1547 786 1928">自転車 原動機付自転車</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="177 1928 786 1989">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場時間	利用できる自転車及び自動二輪車の種別	(略)			江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車 原動機付自転車	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="818 1301 1066 1487">名称</th> <th data-bbox="1066 1301 1203 1487">開場時間</th> <th data-bbox="1203 1301 1425 1487">利用できる自転車及び自動二輪車の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="818 1487 1425 1547">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 1547 1066 1928">江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場</td> <td data-bbox="1066 1547 1203 1928">午前零時から午後12時まで</td> <td data-bbox="1203 1547 1425 1928">自転車 原動機付自転車 <u>自動二輪車(総排気量が125cc以下のものに限る。)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="818 1928 1425 1989">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開場時間	利用できる自転車及び自動二輪車の種別	(略)			江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車 原動機付自転車 <u>自動二輪車(総排気量が125cc以下のものに限る。)</u>	(略)		
名称	開場時間	利用できる自転車及び自動二輪車の種別																							
(略)																									
江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車 原動機付自転車																							
(略)																									
名称	開場時間	利用できる自転車及び自動二輪車の種別																							
(略)																									
江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場	午前零時から午後12時まで	自転車 原動機付自転車 <u>自動二輪車(総排気量が125cc以下のものに限る。)</u>																							
(略)																									
<p>別記第1号様式～別記第6号様式 (略)</p>	<p>別記第1号様式～別記第6号様式 (略)</p>																								

別記第7号様式（第31条関係）

（略）

氏名



（略）

別記第8号様式（第32条関係）

（略）

氏名



（略）

別記第9号様式・別記第10号様式（略）

別記第7号様式（第31条関係）

（略）

氏名

（略）

別記第8号様式（第32条関係）

（略）

氏名

（略）

別記第9号様式・別記第10号様式（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
ただし、別記第7号様式及び別記第8号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。